

七尾市告示第 2 3 1 号

七尾市土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日

七尾市長 茶 谷 義 隆

七尾市土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業補助金交付要綱
(趣旨)

第 1 条 この告示は、土砂災害特別警戒区域等内において、令和 6 年能登半島地震（以下「地震」という。）による被災住宅の早期の再建を図るため、予算の範囲内で七尾市土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業補助金（以下「被災住宅再建補助金」という。）を交付することに関し、七尾市補助金交付規則（平成 1 6 年七尾市規則第 4 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 土砂災害特別警戒区域等 次に掲げる区域をいう。

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域

イ 法第 4 条第 2 項の規定により石川県から通知のあった基礎調査の結果に基づく土砂災害特別警戒区域に相当する区域

(2) 被災住宅 地震による被災者生活再建支援制度の対象となる自己用住宅（賃貸住宅を除く。）をいう。

(3) 住宅補強工事 建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号。以下「施行令」という。）第 8 0 条の 3 の規定に基づく建築物の構造方法とするための

工事をいう。

(交付対象)

第3条 被災住宅再建補助金の交付対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、住宅移転費支援事業及び住宅補強費支援事業とする。

2 住宅移転費支援事業は、次に掲げる要件を備えた事業をいう。

- (1) 被災住宅の除却を行うものであること。
- (2) 被災住宅の居住者が法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域外に建設、購入、賃借等をした住居に移転すること。
- (3) 前号に規定する移転先が石川県内であること。
- (4) 除却した後の跡地に居住の用に供する建築物を建築しないこと。

3 住宅補強費支援事業は、次に掲げる要件を備えた事業をいうていなければならない。

- (1) 被災住宅の存する敷地でやむを得ず建替え(部分建替えを含む。)を実施すること。
- (2) 前号に規定する建替えに係る住宅又は住宅の部分が、施行令第80条の3の規定が適用される区域に存することにより、当該住宅又は住宅の部分の住宅補強工事を実施すること。

4 前2項に規定する要件を備えていることを確認することができる場合は、被災住宅再建補助金の交付決定前に事業に着手し、又は完了している場合も被災住宅再建補助金の交付の対象とする。

5 被災住宅再建補助金の交付を受けることができる者は、土砂災害特別警戒区域等内の被災住宅に区域指定前から居住している者とする。

6 前項の規定にかかわらず、同一の被災住宅に複数の世帯が同居している場合は、当該被災住宅の所有者の1世帯に対し、被災住宅再建補助金を交付するものとする。ただし、同居する複数の世帯が生計を別としているときは、この限りでない。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 被災住宅再建補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び被災住宅再建補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 他の制度による補助金等(地震に係る支援金及び義援金を除く。)の交付を受ける場合は、当該補助金等の額を補助対象経費から差し引くものとする。

3 被災住宅再建補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象経費がより低廉となるよう努めるものとする。

（交付申請）

第5条 申請者は、住宅移転費支援事業について被災住宅再建補助金の交付を申請する場合は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 被災住宅再建補助金（住宅移転費支援事業）交付申請書（様式第1号）
- (2) 移転前住宅の位置図、平面図、配置図並びに敷地及び住宅の現況写真
- (3) 移転先住宅の位置図並びに敷地及び住宅の現況写真
- (4) 申請者の住民票の写し
- (5) 罹災証明書、解体証明書又は滅失登記簿謄本若しくは閉鎖事項証明書
- (6) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (7) 被災住宅及びその敷地の所有者（申請者を除く。）全員又は一部の承諾書
- (8) 跡地管理誓約書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、住宅補強費支援事業について被災住宅再建補助金の交付を申請する場合は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 被災住宅再建補助金（住宅補強費支援事業）交付申請書（様式第2号）
- (2) 住宅位置図、平面図、配置図（現況・計画）並びに敷地及び住宅の現況写真
- (3) 申請者の住民票の写し
- (4) 罹災証明書、解体証明書又は滅失登記簿謄本若しくは閉鎖事項証明書
- (5) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (6) 被災住宅及びその敷地の所有者（申請者を除く。）全員又は一部の承諾書
- (7) 住宅補強の内容を確認することができる資料
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、被災住宅再建補助金の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定し、その結果を被災住宅再建補助金（住宅移転・補強費支援事業）交付決定通知書（様式第3号）又は被災住宅再建補助金（住宅移転・補強費支援事業）不交付決定通知書（様式第4号）により申請

者に通知するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、被災住宅再建補助金の交付決定に条件を付することができる。

(報告)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、被災住宅再建補助金の交付を決定した申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、対象事業の進捗状況について報告を求めることができる。

(被災住宅再建補助金に係る事業内容の変更等)

第8条 交付決定者は、被災住宅再建補助金に係る事業内容、経費等を変更し、又は被災住宅再建補助金に係る事業内容を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、被災住宅再建補助金（住宅移転・補強費支援事業）変更承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、被災住宅再建補助金交付決定変更（取消）通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、被災住宅再建補助金に係る住宅移転費支援事業が完了したときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 被災住宅再建補助金（住宅移転費支援事業）実績報告書（様式第7号）
- (2) 被災住宅の除却後の写真（交付申請時に解体前の場合）
- (3) 移転先住宅の平面図、配置図及び写真
- (4) 補助対象経費の経費内訳書
- (5) 補助対象経費の費用を証明する書類（領収書の写し等）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 交付決定者は、被災住宅再建補助金に係る住宅補強費支援事業が完了したときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 被災住宅再建補助金（住宅補強費支援事業）実績報告書（様式第8号）
- (2) 再建した住宅の写真
- (3) 住宅補強工事の完成図書
- (4) 補助対象経費の経費内訳書
- (5) 補助対象経費の費用を証明する書類（領収書の写し等）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(被災者住宅再建補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する報告書が提出されたときは、当該報告書の内容を審査するものとする。この場合において、必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているか否かを審査するものとする。

2 市長は、審査の結果、対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認める場合は、被災住宅再建補助金の額を確定し、被災住宅再建補助金（住宅移転・補強費支援事業）交付額確定通知書（様式第9号。以下「交付額確定通知書」という。）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、交付額確定通知書の送付を受けた日の翌日から起算して30日以内に被災住宅再建補助金（住宅移転・補強費支援事業）交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(被災住宅再建補助金の交付)

第12条 市長は、前条に規定する請求書の提出があった場合は、速やかに被災住宅再建補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、被災住宅再建補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 正当な理由がなく、被災住宅再建補助金に係る事業を著しく遅延し、又は廃止したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) 第6条第2項に規定する交付の条件に違反したとき。

(4) 住宅移転費支援事業について被災住宅の除却を行った跡地について不適正な管理が判明したとき。

(5) 七尾市補助金交付規則又はこの告示の規定に違反したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、対象事業の要件を備えていないことが判明したとき。

2 市長は、被災住宅再建補助金の交付の決定を取り消したときは、被災住宅再建

補助金（住宅移転・補強費支援事業）交付決定取消通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。この場合において、既に被災住宅再建補助金が交付されているときは、期限を定めて被災住宅再建補助金の返還を命じるものとする。

（書類の整備等）

第14条 交付決定者は、被災住宅再建補助金に係る書類を整備し、被災住宅再建補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

（賠償責任）

第15条 被災住宅再建補助金に係る事業により生じた損害については、市は、その責を負わない。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、被災住宅再建補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表

対象事業	補助対象経費	補助対象経費の内容		補助額
住宅移転支援事業	住宅除却費等	被災住宅の除却、動産の移転及び仮住居に要する経費（石川県が実施するがけ地近接等危険住宅移転事業を利用する場合は、その補助額を除く。）		補助対象経費の合計額とし、300万円を限度とする。
	移転経費	移転に要する経費	建築確認等手続費用、登記に係る費用、火災保険加入料又は住宅の建設若しくは購入に附帯して要する経費	
			賃貸住宅に入居する際に要する経費又は賃貸費（入居後1年間に係るものに限る。）	
	住宅の建設費、購入費等	住宅の建設若しくは購入又は空き家等の改修に要する経費	新たに住宅を建設し、又は購入する際に要する経費	
			移転先の土地購入に要する経費 空き家等の改修に要する経費	
	土地の調査費	がけ地近接等危険住宅移転事業の適用に関する検討に必要ながけの状況の調査資料作成のための経費		

住宅補強費 支援事業	工事費	住宅補強工事に要する費用	補助対象経費 の合計額に2 分の1を乗じ て得た額とし、 150万円を 限度とする。
---------------	-----	--------------	---

備考 この表により算出した補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。